

○北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程

制 定 平成19年4月16日選管規程第3号

選挙管理委員会は、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第17号）第44条の規定に基づき、この規程を制定する。

選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第13号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。